

## しぜんさいがいじそち 自然災害時の措置について

いばらきし じしん はっせい きしょうけいほうなど はっぴょう ばあい つぎ さだ  
茨木市では、地震の発生や気象警報等が発表された場合について、次のように定めています。

### 【 地震発生時の措置 】

#### ◎ 震度5弱以上の地震が発生した場合

- ・始業前に発生 → 臨時休業（登校中の場合は、学校へ向かう）  
 (学校で待機し、保護者[緊急時児童を世話してくださる方]への引き渡しとします)
- ・授業中に発生 → 授業中止  
 (学校に残っている児童は、学校で待機し、保護者への引き渡しを行います)
- ・下校時に発生 → 自宅へ向かう

#### ◎ 震度4以下の地震が発生した場合

がっこうしせつ ひがいじょうきょう つうがくろ あんぜんじょうきょう りんじきゅうぎょう そち  
学校施設の被害状況、通学路の安全状況により、臨時休業の措置を  
 はんだん りんじきゅうぎょう れんらく かぎ とうこう  
とるかどうか判断しますので、臨時休業の連絡がない限り登校します。

りんじきゅうぎょう きかん ひがいじょうきょう こと がっこう れんらく  
※臨時休業の期間は、被害状況により異なるため、学校より連絡します。

### 【 気象警報等発表・発令時の措置 】

#### ◎ 茨木市に『暴風警報』『特別警報（大雨・大雪・暴風・暴風雪）』

#### ◎ 春日丘小学校区に『避難勧告』『避難指示（緊急）』

じょうき はっぴょう はつれい ばあい つぎ そち  
上記のいずれかが発表・発令された場合、次の措置をとります。

#### ① 午前7時の時点で、発表・発令されている場合

じたく たいき ご き  
自宅で待機し、その後のニュースに気をつけてください。

#### ② 午前9時までに解除された場合

かいじょ じてん ぞうすいかしょとうあんぜん ちゅうい しゅうだんとうこう  
解除された時点で、増水箇所等安全に注意しながら集団登校  
 きゅうしょく べんとう  
 ※給食があります。（弁当はいりません）

#### ③ 午前9時の時点で引き続き発表・発令されている場合

りんじきゅうぎょう とうこう がくどうほいくしつ へいしつ  
 臨時休業（登校させないでください）[ 学童保育室も閉室です ]

とうこうご ぼうふうけいほう など はっぴょう はつれい ばあい つうがくろ あんぜん ふうう つよ  
 ※登校後に『暴風警報』等が発表・発令された場合は、通学路の安全や風雨の強さなど  
 はんだん きたく げこう そち ほごそち おこな  
 から判断し、帰宅（下校）措置または保護措置を行います。